

令和5年

7月定例総会会議録

酒田市農業委員会

## 令和5年7月定例総会 会議録

1 日 時 令和5年7月12日（水） 午前9時30分 開議

2 場 所 総合文化センター 412号室

### 3 出席委員（28名）

1番	佐藤 浩良	委員	2番	齋藤 均	委員	3番	池田 良之	委員
4番	阿部 香美	委員	5番	吉高祐二郎	委員	6番	佐藤 利篤	委員
7番	五十嵐弘樹	委員	8番	伊藤 正行	委員	9番	伊與田明子	委員
10番	五十嵐直太郎	委員	11番	川村 恵実	委員	12番	池田 耕	委員
13番	池田 憲一	委員	14番	土田 治夫	委員	15番	佐藤 秀之	委員
16番	飯塚 将人	委員				18番	遠田 裕己	委員
19番	石川 渡	委員	20番	佐藤 耕造	委員	21番	兼山 宏勝	委員
22番	高橋 公基	委員	23番	高橋 義弘	委員	24番	三浦ひとみ	委員
25番	尾形 大介	委員	26番	後藤 保喜	委員	27番	佐々木治人	委員
28番	大場 重樹	委員	29番	荘司太一郎	委員			

### 4 欠席委員（1名）

17番 佐藤 良 委員

### 5 事務局職員出席者

事務局長 村岡 修 事務局次長 阿彦智子 農地係長 安倍 誠  
主事 佐藤輝一  
会計年度任用職員 後藤重明 調整主任 齋藤敏夫 主査 五十嵐則子

### 6 報告事項

1. 農地法第3条の3届出書の受理について
2. 農地法第5条届出書の受理について
3. 農地の現況等に係る照会に対する回答について
4. 農地法第18条第6項の規定による通知受理について
5. 令和5年度最適化活動の目標の設定等の修正について

### 7 議 事

議第29号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議第30号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議第31号 農用地利用集積計画について

### 8 開 会

---

**開 会**  
(午前9時30分 開会)

○村岡事務局長

ただいまから令和5年7月酒田市農業委員会定例総会を開会いたします。  
総会の開会に当たり、五十嵐会長が挨拶申し上げます。

○五十嵐直太郎 会長  
(挨拶)

○村岡事務局長

ありがとうございました。  
総会の議長は、酒田市農業委員会規定第19条により会長が務めることとなっております。五十嵐会長、よろしくをお願いいたします。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、皆様のご協力によりまして、議事を円滑に進行してまいりたいと思います。  
本日の欠席委員は、17番、佐藤良委員です。  
定足数に達しておりますので、本日の会議を開催いたします。  
お手元に配付しております定例総会次第によって進めています。

---

**◎議事録署名委員の選任**

○五十嵐直太郎 議長

最初に、議事録署名委員の選任を行います。選任の方法は、議長にご一任願います。  
議事録署名委員に、7番、五十嵐弘樹委員、8番、伊藤正行委員の両名をお願いいたします。

---

**◎報告事項**

○五十嵐直太郎 議長

最初に、報告事項について事務局の説明を願います。

○村岡事務局長

報告事項については、議案の3ページからになります。  
今回の報告事項は、1、農地法第3条の3届出書の受理について14件、2、農地法第5条届出書の受理について1件、3、農地の現況等に係る照会に対する回答について6件、4、農地法第18条第6項の規定による通知受理について6件、5、令和5年度最適化活動の目標の設定等の修正について1件、以上、28件について農地係長が報告いたします。

○安倍農地係長

(報告事項を朗読説明する)

○五十嵐直太郎 議長

報告事項ではございますが、このことについて何かご質問、ご意見のある方お願いいたします。  
何かございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、これで報告事項を終わります。

---

◎議第29号 農地法第3条の規定による許可申請について

○五十嵐直太郎 議長

これより議事に入ります。

議第29号 農地法第3条の規定による許可申請についてを上程の上、議題といたします。  
事務局の説明を願います。

○村岡事務局長

議第29号 農地法第3条の規定による許可申請については、7件の許可申請がありましたので、その可否を決定しようとするものであります。  
詳細について説明いたします。

○安倍農地係長

それでは、農地法第3条の規定による許可申請について、13ページをご覧ください。

なお、今回の農地法第3条の許可申請については、全ての案件につきまして、要件欄に記載にありますとおり、1、全部効率活用要件、2、農業常時従事要件、3、地域との調和要件まで、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件を満たしているものと考えます。

また、今回の3条案件では、農業者年金への影響はございません。

それでは、説明いたします。

酒田28番、浜中の畑1筆、その他、使用貸借権の設定です。

酒田29番、門田の畑1筆、その他、所有権移転で贈与となっております。

酒田30番、浜中と広岡新田の畑と田、合計23筆、その他、使用貸借権の設定で再設定となります。

酒田31番、広野の田、畑、合計2筆、その他、使用貸借権の設定で再設定となります。

酒田32番、本楯の田1筆、その他、所有権移転で贈与となっております。

八幡地区、よろしく願います。

○八幡総合支所 後藤事務員

八幡地区は1件になります。

八幡の1番、橋本の〇〇から〇〇で、相手方の要望、使用貸借権の設定で孫への経営移譲になります。

○安倍農地係長

平田4番、石橋の田1筆、営農型太陽光発電事業のため、区分地上権の設定で更新となります。こちらは、後ほどご審議いただく営農型太陽光発電施設敷地の農地法5条の一時転用の更新がありますが、そちらは令和2年度に許可になりました。この農地法3条の区分地上権の設定につきましては、営農型太陽光発電施設の設置者と営農者が違う場合に区分地上権を設定するということになっておりますので、今回の農地法3条の案件でご審議ということになりますので、よろしく願います。

以上です。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、農地調査委員会の報告をお願いいたします。

○16番 飯塚将人委員

16番、飯塚です。

7月5日に、第4班による農地調査委員会を行っております。

議第29号 農地法第3条の規定による許可申請について、農地調査委員会では、協議及び審議の結果、許可することに特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○五十嵐直太郎 議長

質疑に入る前ではございますが、3条許可申請の案件ですので、現地調査の結果を確認いたします。

今回の議案の中で、地元農業委員からは、現地調査の結果、特に疑義のある報告は受けていないということですが、何かお気づきの点など補足的説明があれば、初めにお願いいたします。  
何かございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、これより質疑に入ります。

ご質問、ご意見のある方お願いいたします。

議長の私から1つ。

平田4番の契約内容、区分地上権の設定とございますけれども、このことについて、簡単に皆さんにご説明していただければありがたいと思います。

○安倍農地係長

営農は株式会社〇〇で営農を行っていますけれども、太陽光発電施設の設置者が株式会社〇〇で、営農者と設置者がそれぞれ違う場合に、設置者がその土地に対して区分地上権を設定する必要がございます。

○五十嵐直太郎 議長

ありがとうございます。

最初のスタートの時点で、こういう形になっていると記憶しておりますが、国でも法律をかなり変えてきていますので、特にリース関係の法律が動いていますので、事務局で現行法とよくにらみながら、少し進めていただきたいと思います。

そのほか何かございませんか。ございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

それでは、ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議第29号 農地法第3条の規定による許可申請について、許可決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、議第29号については許可決定といたします。

---

### ◎議第30号 農地法第5条の規定による許可申請について

○五十嵐直太郎 議長

続きまして、議第30号 農地法第5条の規定による許可申請についてを上程の上、議題といたします。

事務局の説明を願います。

○村岡事務局長

議第30号 農地法第5条の規定による許可申請については、4件の許可申請がありましたので、その可否を決定しようとするものであります。

詳細について説明いたします。

○安倍農地係長

それでは、酒田9番、宮海の畑1筆、駐車場兼資材置場敷地で、使用貸借権の設定です。農地区分は、第2種農地と判定しております。転用許可基準が5か月の一時転用です。

別紙の1ページをご覧ください。

場所につきましては、西荒瀬地区の市道の西側になります。

2ページの案内図をご覧ください。

申請地の北側にある住宅の増築に伴って、駐車場と資材置場にすることでの一時転用の申請になっております。

3ページにございますが、事前着工で鉄板敷き等がされておりましたので、申請者より始末書の提出を頂いております。

続きまして、酒田10番、浜中の畑と地目、山林と合わせて23筆、合計7,412平米、砂採取、賃貸借権の設定で、農地区分が農用地、許可基準が1年間の一時転用となっております。

採取量は、3万2,102立米となっております。

別紙資料の4ページの図面をご覧ください。

浜中字八間山で、赤川の北側、市道黒森八重浜線の南側、全農堆肥センターの西側になります。全体計画図をご覧くださいと思います。

全体計画の今回が4期目となっております。1期、2期目につきましては終了してしまっていて、現在3期目が採取中で、次が4期目になります。採取地の北側に搬出路を取る計画になっております。6ページから17ページまで、確約書を頂いておりますので、ご覧いただければと思います。採取後の営農は、主なものとしましては、カキやイチジクということになっております。

続きまして、平田3番、石橋の田、2,681平米のうち0.64平米、営農型太陽光発電施設敷地、使用貸借権の設定、農地区分が農用地、許可基準が3年間の一時転用で、こちらは最初に令和2年度の許可がありまして、今回が更新の案件ということになります。

こちら別紙の18ページをご覧ください。

場所につきましては、平田地域の石橋地区で、営農型太陽光発電の転用は、3年の一時転用が認められております。令和2年度が1回目、今回が2回目ということで、一時転用の許可を受ける要件の一つとして、下部農地の反収が地域における平均反収の8割以上を確保するというようになっております。

それで、下部農地における営農計画と営農の影響見込みということで、20ページから23ページまで資料を添付していただいております。こちらは、8割以上の収量可能という計画になっておりまして、県農業技術普及課からも意見のほうをいただいております。

ちなみに、過去2年間の作付実績ですけれども、平均年が大体600キロということで、それに対して、1年目が523.38キロということで87.2%、2年目が525.02キロということで87.4%ということの収量を確保しているということになっております。

続いて、平田4番、お願いします。

#### ○平田総合支所 五十嵐主査

平田4番、譲渡人が〇〇、譲受人が仙台市の〇〇株式会社東北支店、申請地は北俣字琵琶田の田2,221平方メートルのうち126平方メートルになっています。

申請目的は、携帯電話用無線基地局の新設工事に伴う一時使用で、工事の敷設用地、敷き鉄板によりトイレ、物置などを設置、ほかに工事車両が出入りするものです。

権利は使用貸借権、農地区分は第2種農地の判定をしております。

判断理由としては、ほかの農地区分に該当しない農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるというものです。

許可基準は一時転用です。

別添資料の24ページ、25ページをご覧ください。

まず、24ページの地図をご覧ください。

申請地は、県道松山海ヶ沢線の道路沿いにあります。

25ページの案内図をご覧ください。

申請地の南側の一部に認定電気通信事業者による基地局が新設される場所になっております。なお、基地局そのものについては、転用許可不要の施設となっております。

24ページ、下の字限図をご覧ください。

隣接地については、道路と水路、申請の農地などになります。

一時転用の期間は5か月です。

以上です。

○安倍農地係長

それでは、スライド準備してますのでご覧ください。少々お待ちください。  
(スライドを映写)  
スライドは以上です。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、農地調査委員会の報告をお願いいたします。

○16番 飯塚将人委員

16番、飯塚です。

議第30号 農地法第5条の規定による許可申請について、農地調査委員会では、協議及び審議の結果、許可することに特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、質疑に入る前ではございますが、5条許可申請の案件ですので、地元委員の現地調査の結果の確認を報告、結果を確認いたします。

それでは、酒田9番の現地報告を、8番、伊藤正行委員より報告願います。

○8番 伊藤正行委員

8番、伊藤です。

6月29日に、事務局と現地の確認を行いました。

事前着工になっていましたが、始末書にあるとおり、施工業者には是正の意思があり、周辺農地への影響がないため、転用はやむを得ないと思われま

す。よろしくご審議のほどお願いします。

○五十嵐直太郎 議長

続きまして、酒田10番の砂採取案件については、地元委員の確認のほか、砂利対策協議会で現地確認を行っておりますので、地元委員からの報告は割愛いたします。

続いて、平田3番の現地報告を、19番、石川渡委員よりお願いいたします。

○19番 石川 渡委員

19番、石川です。

6月30日に、事務局3人と現地の確認を行いました。

現状、圃場には水稲が作付けされ、適正に管理されており、周辺農地への影響がないこと、また、過去2年間は地域の平均的な反収の8割以上の収量を確保していることから、転用はやむを得ないと思われま

す。よろしくご審議のほどお願いします。

○五十嵐直太郎 議長

続きまして、平田4番の現地報告を、26番、後藤保喜委員よりお願いいたします。

○26番 後藤保喜委員 26番、後藤です。

同じく6月30日に、事務局3人と私、4名で現地確認をしました。

画像で見てのとおり、周囲への影響もなく、転用する水田には敷き鉄板を敷いて養生すると聞いています。一時転用することに問題はないと確認しましたがけれども、ご協議よろしくお願

いいたします。

○五十嵐直太郎 議長

ご苦労さまでした。

これより質疑に入ります。

ご質問、ご意見のある方お願いいたします。

何かご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議第30号 農地法第5条の規定による許可申請について、許可決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、議第30号については、許可決定といたします。

---

### ◎議第31号 農用地利用集積計画について

○五十嵐直太郎 議長

続きまして、議第31号 農用地利用集積計画についてを上程の上、議題といたします。

事務局の説明を願います。

○村岡事務局長

議第31号 農用地利用集積計画については、1、一般事業、(1)利用権の設定9件の計画の申出がありました。その可否を決定しようとするものであります。

詳細について説明いたします。

○安倍農地係長

それでは、農用地利用集積計画について、16ページをご覧ください。

今回審議いただく農用地利用集積計画の全件につきましては、要件欄に記載のありますとおり、1、全部効率活用要件、2、農業常時従事要件、3、自立、意欲、能力要件、4、認定農業者等、5、経営面積まで、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。また、農業経営基盤強化促進事業の対象とすることに不適正な事実がないことを、地元の農業委員からあらかじめ確認をいただいております。

それでは、一般事業、利用権の設定です。公告予定年月日は、令和5年7月18日となっております。南遊佐7番は、ゼロ円、15年の新規設定となります。

袖浦5番、8,000円の1年の新規設定となっております。

借受人ですけれども、新規法人の借入れになりますので、別紙の26ページをご覧ください。

法人の形態要件ということで、こちらは農地所有適格法人に該当します。

農地の利用方法が借入れ、事業要件の中に主たる事業が農業、今後3か年の法人の売上高の過半が農業関連となる計画となっております。

議決権要件につきましては、農業関係者が議決権の過半を所有ということで、役員要件が、役員が農業に常時従事するというようになっております。

資料27ページから30ページまで、農業経営改善計画認定申請書の写しですので、ご覧ください。

法人は認定農業者となっております。今回、法人で借り受ける前は、法人の代表が個人名義で借り入れていた農地を継続して借り入れる案件となっております。

それでは、議案に戻ります。

袖浦6番、7番、8番、同じ借受人になります。

こちらが、5,000円の1年の新規設定で、1年は農地中間管理事業に移行するためです。

続きまして、浜中7番、5,000円の5年の新規となっております。

借受人が、新規就農者となっておりますので、別紙資料31ページをご覧ください。

現在の住所が宮城県仙台市となっておりますが、近々住所は実家に移すということで、年齢が46歳、職業は農地所有適格法人である株式会社〇〇に勤めてということでございます。

経営面積ですけれども、今回、新たに借り受ける9,000平米と、あと実家には4万6,237平米で、水稻農家をしているということで、実家のほうも経営移譲する計画です。



今回借り入れる9,000平米でサツマイモを栽培、資金確保につきましては、補助金等の申請の予定があるということで、農政課に別途相談しています。

農機具は、実家のものを利用する計画でご覧のとおりでございます。

32ページ、ご覧ください。

農地利用計画シートで、就農理由が、これまでの経験を活かし、実家を継ぐ経営移譲と新規作物に取り組むということです。

労働力としましては、本人とご両親ということで、お父さんから指導を受けながら行う計画になっております。

続きまして、33ページ、34ページをご覧ください。確認書で、農地利用を確認いただいております。以上です。

続きまして、八幡地区、よろしく申し上げます。

○八幡総合支所 後藤事務員

八幡37番は、孫への経営移譲で、1万円の10年間で移転です。

八幡38番、39番、関連になります。

2件ともゼロ円、5年、新規です。

借受人の合同会社〇〇は新規就農の一般法人となりますので、解除条件付きの利用権設定になります。別紙資料をご覧ください。

35ページ、法人の役員1人以上が農業常時従事ということで一般法人の要件に該当しており、地域における適切な役割分担も確約書で確認しております。

36ページ、定款では事業目的に農業関連に記載があることを確認しています。

40ページ、41ページが就農エントリー・農地利用計画シートになります。栽培作物は行者にんにく等です。

43ページ、44ページが農地利用についての確認書で、説明のうえ、署名をいただいております。以上です。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、農地調査委員会の報告をお願いいたします。

○16番 飯塚将人委員

16番、飯塚です。

議第31号 農用地利用集積計画について、農地調査委員会では、協議及び審議の結果、特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○五十嵐直太郎 議長

これより質疑に入ります。

ご質問、ご意見のある方お願いいたします。

何かございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

農用地利用集積計画について、計画決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、議第31号については、計画決定といたします。

---

◎閉会

○五十嵐直太郎 議長

以上をもちまして、令和5年7月定例総会を閉会いたします。  
どうもありがとうございました。

午前10時35分 閉会